換気扇風量測定要領

１　測定箇所

換気扇風量の測定場所は本工事における換気扇の設置場所部分で下記の場所とする

①　台所（レンジフード）

②　洗面所

③　便所

④　浴室

⑤　洗面所・便所

⑥　その他換気扇の設置場所

２　測定方法

監督員と協議の上、次の要領で測定を行うことを標準とする

①　換気扇を予備運転（10～15分）を行った後に測定を行う（急速換気、常時小風量換気を切り替えた場合も同様）

②　給気を確保した状態で風速測定を行う

③　測定用ダクト（下図参照）を換気扇側吸込み口に押し付け測定を行う

④　測定点は各個所５または３ポイントとする。（下図参照）

●

 ●

 ●

 ● ●

 ●

 ● ●

レンジフード、単独扇の場合　　　　　　　　　　バス乾及び副吸込口の場合

３　測定用ダクトの大きさ

①　レンジフード グリル開口部に合わせ、断面積を絞る（300□）

②　水廻り(単独扇) グリル開口部に合わせる

③　バス乾、副吸込口 　 グリル開口部に合わせ、断面を絞る（100□程度）

④　その他単独扇 グリル開口部に合わせる

 レンジフード（①） 水廻り単独扇（②）、　その他単独扇（④）　　　バス乾、副吸込口（③）

H=200～300

H=300

H=200～300

H=150～300

H=200～300

※下部開口部は300㎜×300㎜ ※グリル開口部に合わせる　　　※下部開口部は100㎜×100㎜程度

４　測定器

熱式風速計

５　測定結果

①　各測定箇所において測定した風速の平均値を風速（ｍ/s）とする

②　測定した平均風速に断面積を乗じ換気風量（m3//h）を求める

③　常時小風量換気の測定結果においては各部の測定風量の合計が全体設計風量を満足すればよいものとする

④　設計風量に対して風量測定結果が過大にならないように換気扇風量を調整すること

以　上

別紙2-2-13（2/2）